

施設基準等 / 診療報酬請求に関する掲示

○明細書発行体制加算

当院では領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細者を無料にて発行するにあたり当加算を算定しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出頂きますようお願い致します。

○一般名処方加算

当院では後発医薬品のある医薬品について薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足している場合に、一般名（有効成分名）による処方によって医薬品が提供しやすくなります。

○夜間・早朝等加算

当院は、月火水木金土日曜日（祝日含む）10：30～13：00、14：00～19：30を診療時間と定めています。

厚生労働省の規定によって

- ・平日 18：00 以降に受付された方
- ・土曜日 12：00 以降に受付された方
- ・祝日終日

上記の方は「夜間・早朝等加算」として初・再診料に 50 点を加算致します（1 割負担の方は 50 円、3 割負担の方は 150 円）

○医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

医療情報取得加算 1 点（初診時、再診時（再診時は 3 ヶ月に 1 回））

○当院では下記の施設基準に係る届出を関東信越厚生局に行っております

初診料：291 点 再診料：75 点 コンタクトレンズ検査料 3：56 点

○保険外負担に関する事項

文書料：550 円～ 7,150 円